

質 問 回 答

2014 年 12 月 1 日

「マラウイ国病院運営改善に向けた 5S-KAIZEN-TQM 普及」

(公示日:2014 年 11 月 19 日／公示番号:140956)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書「第 3 条 業務実施上の条件」、「2.業務量の目途と業務従事者の構成(案)」、「(2)業務従事者の構成(案)」	業務指示書では評価対象者の号数が明示されていませんが、何号を目安にすればよいでしょうか。	「総括／5S-KAIZEN-TQM 推進体制整備」については 2 号、「5S-KAIZEN-TQM 推進活動管理」については 3 号を目安に、プロポーザルで提案をしてください。
2	業務指示書 第 2 条 業務の目的・内容に関する事項、6. 業務の内容 (4)「実施能力強化」に係る活動、イ. i) ⑤	貴指示書では「一日あたりの巡回先を 2～3 施設程度」と記載されていますが、「一回あたりの巡回先を 2～3 施設程度」との理解でよろしいでしょうか。	移動にかかる時間も鑑み「一日あたり 1～2 施設」を目安と変更します。中央病院や県病院等、規模の大きな医療施設の場合は基本的には 1 日 1 施設（午前中に施設内を巡回して 5S-KAIZEN-TQM の実施状況をチェック・評価し、午後にフィードバックセッションを設ける）といった想定です。ただ、規模の小さなヘルスセンター等の場合は、施設間の距離によっては 1 日あたり 2 施設以上を巡回いただくことも可能だと考えられますので、効率的な実施をご検討ください。なお、すでに小規模な施設に対してであれば一人で巡回指導を実施できるレベルの C/P もおり、本案件実施を通じて巡回指導を実施できるような技術力を持った C/P がさらに育ってくるのが想定されます。したがって、効率化という意味では、例えば技術力が高い C/P と日本人コンサルタ

			<p>ントが別行程で動くことで、同じ日に 2～3 施設に対して巡回指導を行うことも可能になると考えられます(ただし、巡回指導の実施手法自体も OJT で技術移転すべき内容ですので、このような場合でも日本人コンサルタントが単独で指導を行うのではなく、コンサルタントは技術力が未熟な C/P に同行し、同 C/P に対して巡回指導の手法を OJT で指導するという位置づけとなります)。</p> <p>なお、「一回」あたりの巡回先の数は、対象地域(北部州、中部州、南部州)によって異なります。特に中部州の巡回指導については、Lilongwe から日帰りで訪問可能な施設も多く、このようなケースでは必ずしも日程を纏めて実施する必要はありません。また例えば南部州の指導を行うにあたり、他の業務との兼ね合い次第で、1 回で纏めて行うのではなく、2 回に分けるなどといった対応もあり得ますが、いずれにせよ効率性を十分にご検討ください。</p>
3	<p>業務指示書 第 2 条 業務の目的・内容に関する事項、6. 業務の内容 (4)「実施能力強化」に係る活動、イ. i) ⑤</p>	<p>貴指示書では「一年を通じて 19 医療施設全てを各 2 回程度ずつ巡回する」と記載されていますが、本案件を通じて 5S-KAIZEN-TQM アプローチの実施施設が増えることを想定し、増加する施設数も勘案の上、実施施設全てを巡回することを想定した計画により、見積りを作成するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご確認のとおりです。ただし、本案件の最大の目的は、あくまで「C/P 自身が自らの力で継続的に 5S-KAIZEN-TQM を『展開』・『向上』させることができるよう体制整備・能力強化する」ことですので、本案件内で「5S-KAIZEN-TQM アプローチの実施医療施設数をさらに増加させること」は、コンサルタントとしての業務の主目的ではありません。したがってこのような医療施設が「自然に」増えていくケースを想定いただきたく、この場合、最</p>

			<p>大でも一年あたり 2~3 施設程度の増加(自然増)を見込めば妥当であると考えられます。</p> <p>なお、指示書に記載の「一年を通じて 19 医療施設全てを 2 回『程度』ずつ巡回する」という記載も、あくまで目安としての数であり、施設の状況やアクセスの困難さ次第では、効率化を図るために、年に 1 回のみ巡回とする施設も発生し得ます。したがって、自然増が 2~3 程度であることに加えて、この点(訪問先の減少もある点)も加味いただき、対象施設数、巡回行程をご検討のうえ、プロポーザルで提案願います。</p>
4	<p>業務指示書 第 2 条 業務の目的・内容に関する事項、6. 業務の内容 (4)「実施能力強化」に係る活動、ア.</p>	<p>Recognition System については、カウンターパート機関と協議の上、形態を決定することになりますが、例えば、貴業務指示書内にあるコンペティションの実施を行う場合などを想定し、必要な経費を見積りに計上することは可能でしょうか。</p>	<p>現時点で得られる情報に基づき、マラウイの文脈でどのような Recognition System が妥当であるかをご検討いただき、貴社が最も効果的・効率的かつ持続性が高いと考える手法をプロポーザルでご提案いただき、その経費を見積りに計上願います(マラウイ側が独自に続けられることが重要です)ので必要経費を抑えることも重要な要素となります)。なお、案件開始後に、まずはプロポーザルでご提案いただいた Recognition System をマラウイ保健省に提案いただき、基本的にはその実施を調整していただくこととなりますが、マラウイ保健省との協議の結果次第では方針変更や業務内容の見直しの是非を検討します。</p>
5	<p>業務指示書 第 2 条 業務の目的・内容に関する事項、6. 業務の内容 (4)「実施能力強化」に</p>	<p>貴機構発行の「見積作成ガイドライン」では、「カウンターパートの業務対象国内の旅費・交通費は相手国側負担が原則になるものの、マラウイ国に</p>	<p>ご理解のとおりであり、カウンターパートの旅費・交通費については見積りに含めてください。その際の基準や支給方法については、配布資料の</p>

	<p>係る活動、イ.</p>	<p>については日本側でローカルコスト負担を認めることのできる対象国」になっております。巡回指導や研修の実施に要するカウンターパートの旅費・交通費については、本見積りの対象とするとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「マラウイでの JICA プロジェクトにおける DSA 支給に係る参考資料」をご参考願います。マラウイにおけるドナー協定及び JICA マラウイ事務所内規に基づき、「イベント(セミナーや研修)」の参加者には日当は支払不可である一方、「出張(巡回指導や研修を実施する際の実施主体はこちらに該当)」の場合は日当の支払が可となるなど細かい決まりがあります。配布資料を十分にご確認のうえ積算の参考としてください。</p> <p>なお、巡回指導・研修ともに、「実施者」としての C/P は 1~3 名程度を想定していますので見積り作成の参考としてください(他方、セミナー・研修等への「参加者(日当は支給不可ですが、宿泊代や交通費、昼食代等の現物・実費支給が発生する場合があります)」の規模感については、指示書に記載のとおりですのでこちらもご参考ください)。</p>
6	<p>業務指示書 第 3 条 業務実施上の条件、3. 相手国の便宜供与、(3)車両 2 台(運転手付)</p>	<p>貴指示書では、マラウイ国保健省から車両 2 台(運転手付)が便宜供与され、「ガソリン代は日本側負担となるため見積りに含めること」と記載がありますが、マラウイ国保健省の業務によっては、必ずしも当該車両を確保できない状況が想定されるかと思えます(マラウイ国保健省に車両管理が委譲されている車両のため、全国的な調査などの保健省の他優先業務に全車両が使用されるなど)。つきましては、円滑に業務を実施するため、巡回指導の一部にレンタカーを使用して実</p>	<p>レンタカー代については見積りに計上しないでください。マラウイ保健省は 5S-KAIZEN-TQM 促進用に 2 台の車両(4WD)を保有しており、保健省からは「他の活動よりも本案件での利用を優先する」旨合意取り付け済みです。なお、万一、不測の事態などが発生し、どうしてもレンタカーを利用せざるを得ない事態が発生した場合は、コンサルタントからの相談に基づき、JICA マラウイ事務所や別途本案件に配置される第三国専門家がレンタカーを手配します。</p>

		施することを想定し、見積りにレンタカー代を計上することは認められるでしょうか。	
7	業務指示書 P.4、5.実施協力方針及び留意事項、(1)青年海外協力隊員との連携・協力	10 行目に「本専門家」との表記がありますが、これは 12 行目・他で表記している「本コンサルタント」と同人物という理解でよろしいでしょうか。	当該箇所の記載は、「本専門家派遣」でありスキーム名(案件全体)を指しております(指示書にも記載のとおり、本案件は全体としては、本邦コンサルタント派遣と第三国専門家派遣の複合型となっています)。ただし、該当箇所という「本専門家派遣」は「本コンサルタント」も含めての話ですので、ご確認いただいたご理解でも(正確ではありませんが)間違いではありません。
8	業務指示書 P.4、5.実施協力方針及び留意事項、(1)青年海外協力隊員との連携・協力	「巡回指導や研修等を実施する際には、5S-KAIZEN 関連の青年海外協力隊員も同行・参加させるよう」とありますが、隊員参加に係る必要経費は見積りに加えるという理解でよろしいでしょうか。	青年海外協力隊参加に係る経費は見積りに含めないでください。必要に応じて JICA マラウイ事務所が青年海外協力隊の現地活動費から支出します。
9	業務指示書 P.13、3.相手国の便宜供与、(1).	巡回指導や研修の実施等において、いわゆるロジ業務(各種ブッキングや開催場所手配、参加者への連絡等)についても C/P と一緒に行くという理解でよろしいでしょうか。もしくは、同ロジ関係業務一切もコンサルタントの業務となりますでしょうか。	ご理解のとおり、ロジ業務についても C/P と一緒に実施願います。「巡回指導や研修を将来的に C/P だけで実施できるようにする」という本案件の趣旨を鑑みれば、ロジ業務の実施も OJT の一環となります。
10	業務指示書 P.13、3.相手国の便宜供与、(2).	「オフィススペースおよびオフィス機器の提供」とありますが、消耗品(コピーのトナーや紙など)、また、インターネット接続に関しては提供がありませんでしょうか。	消耗品(コピーのトナーや紙も含む)については見積りに含めてください。なお、コピーのトナーは年に一回の交換を目安とします。また、インターネット接続については保健省のオフィス内では C/P からの提供があるものの回線は安定しており

			<p>ませんし、コンサルタントの地方出張の際のインターネットアクセスを確保する意味でも、モバイルルーターの購入やインターネット接続に係る経費を、通信費として見積りに含めてください。</p>
11	業務指示書 P.13、1.業務工程	2名のコンサルタントの派遣のタイミングと派遣期間は、自由に計画して良いという理解でよろしいでしょうか。	<p>ご理解のとおりです。指示書に記載の全体MMをご勘案のうえで最も効果的かつ効率的なタイミング・派遣時期をプロポーザルにてご提案願います。</p>
12	業務指示書 P.13、1.業務工程	渡航の回数は2名で何回を想定されていますか。	<p>積算上の参考としては、2名で合計10回程度を目安とします。ただし、これはあくまで目安ですので、全体MMをご勘案のうえで最も効果的かつ効率的なタイミング・派遣時期をご検討いただき、これに基づいて派遣回数も含めてプロポーザルでご提案願います。</p>

以上